

令和6年12月議会

議案説明資料

議案第203号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する

条例案 . . . 1頁

議案第204号

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案 . . . 4頁

議案第212号

福岡市立小呂保育所に係る指定管理者の指定について . . . 8頁

議案第216号

福岡市立療育センターに係る指定管理者の指定について . . . 11頁

議案第219号

福岡市立めばえ学園に係る指定管理者の指定について . . . 16頁

議案第220号

福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者の指定について . . . 20頁

こども未来局

議案第 203 号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない施設の対象に母子生活支援施設を追加する必要があるによる。

2 主な改正内容

(1) 児童手当法の一部改正に伴う改正

令和 6 年 10 月に施行された改正児童手当法により、児童手当の支給対象が高校生年代まで（18 歳に到達後の最初の年度末まで）に拡充され、母子生活支援施設に入所している児童（児童のみで構成する世帯に属する者に限る）が新たに施設入所等児童となることに伴い、給付金として支払を受けた金銭の管理を行わなければならない施設の対象に母子生活支援施設を追加する。

なお、児童のみで構成する世帯とは、例えば 17 歳の母と 1 歳の子で入所している場合などを想定している。

(2) その他の事項（第 29 条第 1 項第 4 号）

その他児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第16条 乳児院_____、児童養護施設、障がい児入所施設(法第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。)、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第17条～第28条 (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第16条 乳児院、<u>母子生活支援施設</u>、児童養護施設、障がい児入所施設(法第7条第1項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。)、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第17条～第28条 (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項<u>第3号</u>に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)</p>

旧	新
<p>(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。第37条第1項第4号ア、第57条第1項第4号ア、第91条第1項第4号ア及び第99条第1項第4号アにおいて同じ。)に従事した期間</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。第37条第1項第4号ア、第57条第1項第4号ア、第91条第1項第4号ア及び第99条第1項第4号アにおいて同じ。)に従事した期間</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>

議案第 204 号

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

この条例案を提出したのは、福岡市立南部療育センターの供用開始により、福岡市立あゆみ学園を廃止することに伴い、福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する必要があるによる。

2 主な改正内容

- (1) 福岡市立児童発達支援センター条例の別表から「福岡市立あゆみ学園」を削除するほか、福岡市立児童発達支援センター条例で規定している使用料及び手数料についての規定を削除する。
- (2) 上記改正に伴う条ずれ等所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

福岡市立児童発達支援センター条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第3条 支援センターを利用することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第21条の6の規定による措置(第7条第1号において「措置」という。)に係る障がい児</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 <u>支援センター(福岡市立あゆみ学園に限る。以下この条及び次条において同じ。)</u> <u>において診療を受ける者については、使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>使用料は、平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)の別表第1医科診療報酬点数表を用い、同告示第2号及び第4号の規定によつて算定した額とする。ただし、これにより難い場合の使用料の額は、規則で定める。</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第5条 <u>支援センターにおいて診断書及びこれに類する文書等の交付を受ける者からは、1通につき1,500円以内で規則で定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p>(使用料及び手数料の減免)</p> <p>第6条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第8条 市長は、支援センター(福岡市立めばえ学園及び福岡市立あゆみ学園)に限る。以</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第3条 支援センターを利用することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第21条の6の規定による措置(次条第1号において「措置」という。)に係る障がい児</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 市長は、支援センター(福岡市立めばえ学園_____)に限る。以</p>

旧	新
<p>下この条から<u>第13条</u>までにおいて同じ。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者が行う支援センターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>支援センター(福岡市立めばえ学園に限る。)</u>にあつては第2条第1項各号に掲げる事業に、<u>支援センター(福岡市立あゆみ学園に限る。)</u>にあつては第2条第2項各号に掲げる事業に関する業務</p> <p>(2) <u>第4条第1項に規定する使用料の徴収に関する業務(福岡市立あゆみ学園に係る業務に限る。)</u></p> <p>(3) <u>第5条に規定する手数料の徴収に関する業務(福岡市立あゆみ学園に係る業務に限る。)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>第9条・第10条</u> (略) (指定の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第9条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第12条～第14条</u> (略)</p>	<p>下この条から<u>第10条</u>までにおいて同じ。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者が行う支援センターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) _____ _____第2条第1項各号に掲げる事業に_____ _____に関する業務</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>第6条・第7条</u> (略) (指定の取消し等)</p> <p><u>第8条</u> 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第9条～第11条</u> (略)</p>

旧		新	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
福岡市立めばえ学園	福岡市博多区半道橋一丁目	福岡市立めばえ学園	福岡市博多区半道橋一丁目
福岡市立あゆみ学園	福岡市南区屋形原二丁目		
福岡市立心身障がい福祉センター児童発達支援センター	福岡市中央区長浜一丁目	福岡市立心身障がい福祉センター児童発達支援センター	福岡市中央区長浜一丁目
福岡市立西部療育センター児童発達支援センター	福岡市西区内浜一丁目	福岡市立西部療育センター児童発達支援センター	福岡市西区内浜一丁目
福岡市立東部療育センター児童発達支援センター	福岡市東区青葉四丁目	福岡市立東部療育センター児童発達支援センター	福岡市東区青葉四丁目
福岡市立南部療育センター児童発達支援センター	福岡市博多区三筑二丁目	福岡市立南部療育センター児童発達支援センター	福岡市博多区三筑二丁目

議案第 212 号

福岡市立小呂保育所に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立小呂保育所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立小呂保育所
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市漁業協同組合
- (3) 指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 選定の概要

- (1) 業務の内容
入所の許可を受けた児童の保育、施設・附属設備等の維持管理等に関する業務
- (2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）
福岡市立小呂保育所が設置された小呂島は、西区愛宕浜の姪浜渡船場から約 40 km に位置する離島であり、地理的条件から、保育所を安定的に管理運営する能力を有する候補者が限定される。
また、小呂保育所は地元からの要望により設置された経緯があり、指定管理者は地域と密接な関係を有する必要がある。小呂島で唯一の公共の団体である福岡市漁業協同組合は島民に組合員も多く地域と密接な関係にあり、現在も小呂保育所を良好に管理運営していることから、福岡市漁業協同組合を指定管理者とするもの。
- (3) 福岡市立小呂保育所指定管理者選定・評価委員会
委員 4 名
・学識経験者：尾花 雄路（福岡女子短期大学子ども学科教授）
・財務専門家：升永 清朗（升永公認会計士・税理士事務所所長）
・保育士：平野 理江（福岡市保育士会会長）
・市職員：篠原 太（こども未来局子育て支援部長）
- (4) 選定経過
選定・評価委員会 令和 6 年 10 月 4 日
- (5) 指定管理料（上限額）
令和 7 年度 15,384 千円（議会の議決により変動する場合あり。）

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目	配点	審査基準
1 運営方針	20	保育に関する理念、方針は明確にされているか。
		地域の実情に応じた事業計画となっているか。
2 事業内容	30	年間の事業について、具体的で適切であるか。
		行事数は適切であるか。
3 安全・衛生管理	30	安全確保・事故防止の取り組みはどうか。
		施設の衛生管理は適切であるか。
4 保護者・地域との連携	30	保護者のニーズを把握し、サービスの向上につなげているか。
		地域との連携・交流等の取り組み内容はどうか。
5 運営体制	20	研修などにより職員の資質向上が図られているか。
		運営団体の経営上の健全性・安定性はどうか。
計	130	

※選定・評価委員会での評価点が「78点」未満の場合は、事業計画書等を再提出。

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、福岡市漁業協同組合を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

満点	評価点
130点	109.5点

【参考資料】福岡市立小呂保育所の概要

1 施設の役割

小呂島における保育を要する児童に対し保育を行い、児童福祉の増進を図る。

2 施設の概要

所在地	福岡市西区大字小呂島字神の下 61 番 1 号	
設置時期	平成 2 年 4 月 1 日	
建物の概要	構造	木造 2 階建（保育所は 1 階部分） ※愛宕浜公民館小呂分館との複合施設
	敷地面積	1141.14 m ²
	延床面積	556.39 m ² のうち 1 階部分 226.80 m ²
主な対象者	3 歳以上の児童のうち保育を要すると市長が認めたもの	
利用	月曜日から金曜日（午前 8 時から午後 5 時まで） 土曜日（午前 8 時から午後 1 時まで）	
定員	30 人	

3 令和 5 年度入所児童数

5 人

議案第 216 号

福岡市立療育センターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立療育センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立療育センター（福岡市立西部療育センター、東部療育センター、南部療育センター）

(2) 指定管理者に指定する者

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 選定の概要

(1) 業務の内容

心身障がい児の発達相談、診断、医学的、心理学的、社会学的な総合判定及び障がい児の発達支援、機能訓練、保護者に対する支援、施設及び附属設備等の維持及び修繕等に関する業務 他

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

福岡市立療育センターは、心身障がい児に対する相談、診断、早期療育の本市における中核施設として、通園事業を実施するだけでなく、心身障がい福祉センター、めばえ学園とともに他の障がい児施設、幼稚園、保育所に対しても障がい児療育についての指導を行うなど、先駆的、先導的役割を果たす施設であり、幅広い専門的知識、経験を有する法人による運営が求められる。

また、支援の度合いが高い肢体不自由児や医療的ケア児、変化に敏感な児童等を対象とし、保護者との厚い信頼関係のもと支援を行っている施設であり、同一法人による継続的な運営が必要であるため、福岡市社会福祉事業団を指定管理者とするもの。

(3) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

委員 11 名

- ・学識経験者 : 井上 哲雄 (西南学院大学 名誉教授)
- : 松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 心理科学研究科 客員教授)
- : 吉川 昌子 (中村学園大学 教育学部 教授)
- ・弁護士 : 石田 光史 (あかつき法律事務所 弁護士)
- ・公認会計士・税理士 : 升永 清朗 (升永公認会計士・税理士事務所)
- ・関係機関 : 石井 美栄 (こども総合相談センター 所長)
- ・利用者 : 尾方 佑紀 (心身障がい福祉センター保護者会 代表)
- : 竹井 百合絵 (西部療育センター保護者会 代表)
- : 平山 真理 (東部療育センター保護者会 代表)
- : 竹田 茉実 (あゆみ学園保護者会 代表)
- : 高尾 佳代 (めばえ学園保護者会 代表)

(4) 選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 令和6年2月1日 (募集方法)
- ・第2回選定・評価委員会 令和6年7月23日 (募集要項に準じた書類及び選定基準)
- ・第3回選定・評価委員会 令和6年9月19日 (候補者ヒアリング、委員審査)

(5) 指定管理料 (上限額)

福岡市立西部療育センター (令和7年度) : 500,257 千円

福岡市立東部療育センター (令和7年度) : 451,754 千円

福岡市立南部療育センター (令和7年度) : 465,939 千円

※議会の議決により変動する場合あり

4 選定結果

(1) 審査基準

評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	配点	評価の視点 (例)
運営方針	運営の基本方針	5	・市立の施設としての適切な方針を設定し、質の高い運営を行おうとしているか。
事業実施 計画	診療・相談	15	・仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 ・仕様書で「提案を求める事項」としている、診断待機期間短縮に向けた有効な提案となっているか。
	児童発達支援	15	・仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 ・仕様書で「提案を求める事項」としている、内定保留児解消に向けた有効な提案となっているか。
	児童発達支援事業所への後方支援	10	・仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 ・仕様書で「提案を求める事項」としている、民間児童発達支援事業所への後方支援として有効な提案となっているか。
	その他事業	15	・仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。
職員配置 等	職員の確保・配置	5	・職員の配置人数・職種は効果的・効率的に配置しているか。 ・職員の採用方法は、現実的な方法で確実に確保しようとしているか。 ・事業を実施する上で、効果的・効率的な組織形態となっているか。
	管理者の能力	5	・施設を管理・運営する上で必要な能力を有しているか。
	児童発達支援管理責任者の能力	5	・障がい福祉サービス等を提供する上で必要な能力を有しているか。
	人材育成方針及び取組み	5	・人材育成について、適切な方針を有し、効果的・効率的な取組みとなっているか。
管理	事故・災害時の対応	5	・利用者の安全に配慮した有効な対応となっているか。
	利用者からの意見対応	10	・利用者の意見に対し、真摯に取り組む姿勢となっているか。 ・利用者の意見を施設運営にどのように活かす計画となっているか。
財務状況・資金計画	財務状況・資金計画	5	・法人としての財務状況は適切か。 ・施設運営に係る資金計画は適切なものとなっているか。
計		100	

※選定委員会での平均点数が「60点」未満の場合は、選定しない。

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

	満点	委員の平均点数
福岡市立西部療育センター	100点	75点
福岡市立東部療育センター	100点	72点
福岡市立南部療育センター	100点	79点

【参考資料】福岡市立療育センターの概要

1 施設の役割

児童福祉法に規定する「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」、「障害児相談支援」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する「特定相談支援」の事業等を行い、障がい児の福祉の向上と健やかな育成を図るための施設。

2 西部療育センター

(1) 施設の概要

所在地	西区内浜一丁目5番54号	
設置時期	平成14年	
建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 5階建
	敷地面積	2,252.27 m ²
	延床面積	3,936.65 m ² (専有部分 3,450.45 m ²)
法令上の指定を受けている事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく 児童発達支援センター（定員70名） ・児童福祉法に基づく 保育所等訪問支援 ・児童福祉法に基づく 居宅訪問型児童発達支援 ・児童福祉法に基づく 障害児相談支援 ・障害者総合支援法に基づく 特定相談支援 ・医療法に基づく 診療所（無床） 	

(2) 令和5年度実績

区分	人数
知的障がい児通園（延べ人数）	13,056
肢体不自由児通園（延べ人数）	1,694
外来（延べ人数）	4,990
新規受診児	642

3 東部療育センター

(1) 施設の概要

所在地	東区青葉四丁目1番1号	
設置時期	平成23年	
建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	敷地面積	5,004.42 m ²
	延床面積	3,426.60 m ²
法令上の指定を受けている事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく 児童発達支援センター（定員70名） ・児童福祉法に基づく 保育所等訪問支援 ・児童福祉法に基づく 居宅訪問型児童発達支援 ・児童福祉法に基づく 障害児相談支援 ・障害者総合支援法に基づく 特定相談支援 ・医療法に基づく 診療所（無床） 	

(2) 令和5年度実績

区分	人数
知的障がい児通園（延べ人数）	9,239
肢体不自由児通園（延べ人数）	1,921
外来（延べ人数）	4,085
新規受診児	456

4 南部療育センター

(1) 施設の概要

所在地	博多区三筑二丁目9番5号	
設置時期	令和7年	
建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 4階建
	敷地面積	3,625.65 m ²
	延床面積	4,207.27 m ²
法令上の指定を受け る予定の事業	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づく 児童発達支援センター（定員70名）・児童福祉法に基づく 保育所等訪問支援・児童福祉法に基づく 居宅訪問型児童発達支援・児童福祉法に基づく 障害児相談支援・障害者総合支援法に基づく 特定相談支援・医療法に基づく 診療所（無床）	

議案第 219 号

福岡市立めばえ学園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立めばえ学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立めばえ学園

(2) 指定管理者に指定する者

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

(3) 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 選定の概要

(1) 業務の内容

障がい児の発達支援、保護者に対する支援、施設及び附属設備等の維持及び修繕等に関する業務 他

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

福岡市立めばえ学園は、心身障がい児に対する早期療育の本市における中核施設として、通園事業を実施するだけでなく、心身障がい福祉センター、療育センターとともに他の障がい児施設に対しても障がい児療育についての指導を行うなど、先駆的、先導的役割を果たす施設であり、幅広い専門的知識、経験を有する法人による運営が求められる。

また、支援の度合いが高い変化に敏感な児童等を対象とし、保護者との厚い信頼関係のもと支援を行っている施設であり、同一法人による継続的な運営が必要であるため、福岡市社会福祉事業団を指定管理者とするもの。

(3) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

委員 11 名

- ・学識経験者
 - : 井上 哲雄（西南学院大学 名誉教授）
 - : 松崎 佳子（広島国際大学専門職大学院 心理科学研究科 客員教授）
 - : 吉川 昌子（中村学園大学 教育学部 教授）
- ・弁護士
 - : 石田 光史（あかつき法律事務所 弁護士）
- ・公認会計士・税理士
 - : 升永 清朗（升永公認会計士・税理士事務所）
- ・関係機関
 - : 石井 美栄（こども総合相談センター 所長）
- ・利用者
 - : 尾方 佑紀（心身障がい福祉センター保護者会 代表）
 - : 竹井 百合絵（西部療育センター保護者会 代表）
 - : 平山 真理（東部療育センター保護者会 代表）
 - : 竹田 茉実（あゆみ学園保護者会 代表）
 - : 高尾 佳代（めばえ学園保護者会 代表）

(4) 選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 令和6年2月1日（募集方法）
- ・第2回選定・評価委員会 令和6年7月23日（募集要項に準じた書類及び選定基準）
- ・第3回選定・評価委員会 令和6年9月19日（候補者ヒアリング、委員審査）

(5) 指定管理料（上限額）

令和7年度 142,396千円（議会の議決により変動する場合あり。）

4 選定結果

(1) 審査基準

評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	配点	評価の視点（例）
運営方針	運営の基本方針	5	・市立の施設としての適切な方針を設定し、質の高い運営を行おうとしているか。
事業実施 計画	児童発達支援	15	・仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 ・仕様書で「提案を求める事項」としている、内定保留児解消に向けた有効な提案となっているか。
	児童発達支援事業所への後方支援	10	・仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。 ・仕様書で「提案を求める事項」としている、民間児童発達支援事業所への後方支援として有効な提案となっているか。
	その他事業	15	・仕様書で定めた業務を適切に行おうとしているか。
職員配置 等	職員の確保・配置	5	・職員の配置人数・職種は効果的・効率的に配置しているか。 ・職員の採用方法は、現実的な方法で確実に確保しようとしているか。 ・事業を実施する上で、効果的・効率的な組織形態となっているか。
	管理者の能力	5	・施設を管理・運営する上で必要な能力を有しているか。
	児童発達支援管理責任者の能力	5	・障がい福祉サービス等を提供する上で必要な能力を有しているか。
	人材育成方針及び取組み	5	・人材育成について、適切な方針を有し、効果的・効率的な取組みとなっているか。
管理	事故・災害時の対応	5	・利用者の安全に配慮した有効な対応となっているか。
	利用者からの意見対応	10	・利用者の意見に対し、真摯に取り組む姿勢となっているか。 ・利用者の意見を施設運営にどのように活かす計画となっているか。
財務状況・資金計画	財務状況・資金計画	5	・法人としての財務状況は適切か。 ・施設運営に係る資金計画は適切なものとなっているか。
計		85	

※選定委員会での平均点数が「51点」未満の場合は、選定しない。

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

満点	委員の平均点数
85点	64点

【参考資料】福岡市立めばえ学園の概要

1 施設の役割

児童福祉法に規定する「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する「特定相談支援」の事業等を行い、障がい児の福祉の向上と健やかな育成を図るための施設。

2 施設の概要

所在地	博多区半道橋一丁目 17 番 1 号	
設置時期	昭和 54 年	
建物の概要	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	敷地面積	1,683.00 m ²
	延床面積	859.77 m ²
法令上の指定を受けている事業	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づく 児童発達支援センター（定員 40 名）・児童福祉法に基づく 保育所等訪問支援・児童福祉法に基づく 障害児相談支援・障害者総合支援法に基づく 特定相談支援	

3 令和 5 年度実績

区分	人数
知的障がい児通園（延べ人数）	8,560

議案第220号

福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立児童心理治療施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立児童心理治療施設
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人くじら
- (3) 指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
 - ① 社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導
 - ② 児童心理治療施設を退所した者について相談その他の援助
 - ③ 児童心理治療施設の施設、附属設備等の維持及び修繕
 - ④ その他、児童心理治療施設の設置の目的達成に必要なこと
- (2) 応募資格
 - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設の経営実績がある社会福祉法人であること
 - ② 応募者の制限
次に該当する団体は、応募者となることができない
 - A 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの
 - B 団体が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合
 - C 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取り消しを受けた者
 - D 団体又はその代表者が次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

E 団体及びその代表者が、指定管理として行う業務に関連する法規に違反する者として
関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

F 本市が出資する外郭団体

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人くじら

(4) 福岡市立児童心理治療施設に係る指定管理者選定・評価委員会

選定委員5名

・[学識経験者] 大谷 順子 (特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡 前代表理事)

松崎 佳子 (広島国際大学専門職大学院 心理科学研究科 客員教授)

藤林 武史 (西日本こども研修センターあかしセンター長)

・[弁護士] 小坂 昌司 (小坂法律事務所)

・[公認会計士] 谷川 公一 (谷川公認会計士税理士事務所)

(5) 募集・選定経過

・第1回選定委員会(要項、選定基準) 令和6年7月1日

・募集要項配布期間 令和6年7月18日から令和6年8月30日まで

・応募期間 令和6年7月18日から令和6年8月30日まで

・第2回選定委員会(選定) 令和6年9月17日

(6) 指定管理料の想定額

令和7年度：286,037千円 ※議会の議決により変動する場合がある。

4 選定結果

(1) 評価基準

審査項目	審査基準	配点	
法人について	<ul style="list-style-type: none"> ●法人の概要について <ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念は確立されているか。 ・基本理念に沿った活動が行われてきたか。 ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に定める児童福祉施設の活動実績があるか。 	20 点	25 点
	<ul style="list-style-type: none"> ●経営状況について <ul style="list-style-type: none"> ・健全かつ安定した財政基盤を有するか。 	5 点	
提案について	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の理解について <ul style="list-style-type: none"> ・児童心理治療施設の管理運営に対する理念・意欲を有するか。 ・児童心理治療施設の課題や特性について十分な理解を有するか。 	10 点	75 点
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設運営について <ul style="list-style-type: none"> ・入所・通所児童の正確なアセスメントによる心理治療や生活指導方針について検討されているか。 ・児童の権利擁護や意見表明の尊重について検討されているか。 ・児童に係る医療に対する支援体制について検討されているか。 	30 点	
	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携について <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉関係機関、特に児童相談所（一時保護委託を含む）や教育施設との連携について検討されているか。 	10 点	
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理について <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制（資格を含む）。 ・環境維持について検討されているか。 ・個人情報保護への取組みや体制について検討されているか。 ・クレーム等への対応や体制について検討されているか。 	20 点	
	<ul style="list-style-type: none"> ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画等、施設の管理運営に係るサービス向上につながるもの。 	5 点	
合計			100 点

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人くじらを指定管理者の候補者としたものである。

審査項目	審査基準	配点	選定結果 (委員の平均点)
法人について	●法人の概要について	20点	16.00点
	●経営状況について	5点	4.67点
提案について	●施設の理解について	10点	8.00点
	●施設運営について	30点	20.00点
	●関係機関との連携について	10点	7.33点
	●施設管理について	20点	12.99点
	●その他	5点	3.67点
合計		100点	72.7点

※合計点は少数点第2位以下四捨五入

【参考資料】福岡市立児童心理治療施設の概要

1 施設の役割

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童の社会生活への適応を図り、もってその福祉の向上と健やかな育成のための施設。

2 施設の概要

所在地	福岡市中央区地行浜2丁目1-28 ※福岡市こども総合相談センター（えがお館）内	
設置時期	令和2年4月1日	
施設の概要	規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建ての 1階、2階及び3階の一部
	延床面積	2217.1㎡
定員	入所	20名
	通所	20名

3 令和5年度実績

区分	人数
入所	18人
通所	16人

(令和6年3月1日時点)